

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年5月31日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2017年5月31日開催の取締役会におきまして、当社を吸収分割会社、東芝エネルギーシステムズ株式会社を吸収分割承継会社として、2017年10月1日に、当社の社内カンパニーであるエネルギーシステムソリューション社(ランディス・ギア統括部及び電力・社会システム技術開発センターが営む事業を除きます。)及び原子力事業統括部(WEC監督部が営む事業を除きます。)の全事業を、会社分割(以下「本会社分割」といいます。)により東芝エネルギーシステムズ株式会社に承継させる吸収分割契約の締結を決議し、当該吸収分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)本会社分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東芝エネルギーシステムズ株式会社
本店の所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名	取締役社長 油谷 好浩
資本金の額	50百万円
純資産の額	50百万円
総資産の額	50百万円
事業の内容	エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

東芝エネルギーシステムズ株式会社は、2017年4月25日に設立されたため、該当事項はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社 東芝	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、東芝エネルギーシステムズ株式会社の議決権の100%を直接保有しています。
人的関係	当社は、東芝エネルギーシステムズ株式会社に役員を派遣しています。
取引関係	当社は、東芝エネルギーシステムズ株式会社との間で特記すべき重要な取引はありません。

(2)本会社分割の目的

当社は、エネルギー事業を注力事業領域として位置づけており、エネルギーシステムソリューション社及び原子力事業統括部を本会社分割により承継会社に承継し分社化することにより、エネルギー事業につき事業環境の変化に応じた機動的かつ迅速な経営判断体制の構築、ガバナンス体制の強化を図ります。また、次世代エネルギー市場での顧客の価値を向上させる製品・システム・サービスの提供を通じてエネルギー事業の更なる成長、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。本会社分割は、当社の完全子会社である承継会社を対象とする吸収分割により実施いたします。なお、承継会社においてエネルギー事業に必要な特定建設業の許可を取得し継続的かつ円滑な事業承継を図ります。

(3)本会社分割の方法、本会社分割に係る割当ての内容その他の本会社分割契約の内容

本会社分割の方法

当社を吸収分割会社とし、東芝エネルギーシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割方式です。

本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して、東芝エネルギーシステムズ株式会社は普通株式9,995,000株を発行し、そのすべてを承継対象権利義務に代わり当社に交付します。

その他の本会社分割契約の内容

)本会社分割の日程

吸収分割契約締結日	2017年5月31日
吸収分割承認時株主総会	2017年6月28日(予定)
吸収分割の効力発生日	2017年10月1日(予定)

)本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

)本会社分割にともなう新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

)承継会社又は新設会社が承継する権利義務

東芝エネルギーシステムズ株式会社は、原則として、エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売に属する資産、債権債務、契約上の地位等を承継します。

)債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日以後に弁済期が到来する東芝エネルギーシステムズ株式会社の債務について、履行の見込みはあるものと判断しています。

(4)本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠

東芝エネルギーシステムズ株式会社が当社の完全子会社であり、また、本会社分割に際して東芝エネルギーシステムズ株式会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、本会社分割の前後で純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び東芝エネルギーシステムズ株式会社が協議の上決定いたしました。

(5)本会社分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東芝エネルギーシステムズ株式会社
本店の所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名	現時点では確定しておりません。
資本金の額	10,000百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

吸収分割契約書

株式会社東芝（以下、「甲」という。）と東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、2017年5月31日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)吸収分割会社

商号：株式会社東芝

住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2)吸収分割承継会社

商号：東芝エネルギーシステムズ株式会社

住所：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）において営む以下に規定する事業（以下、「本件事業」と総称する。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

(1)エネルギーシステムソリューション社が営む事業（但し、ランディス・ギア統括部及び電力・社会システム技術開発センターが営む事業を除く。）

(2)原子力事業統括部が営む事業（但し、WEC監督部が営む事業を除く。）

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、全て重疊的債務引受の方法によるものとする。これらの本件事業に属する債務については、甲及び乙の間においては最終的に乙の負担とすることを原則として、その取扱いを甲及び乙にて別途協議の上、取り決めるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、甲及び乙が別途合意する場合を除き、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式等の数）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式9,995,000株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金等の額は、次のとおりとする。

(1)資本金 99億5,000万円

(2)資本準備金 25億円

(3)その他資本剰余金 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める。

(4)利益準備金 0円

(5)その他利益剰余金 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める。

第6条（分割承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第7条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2017年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、又は効力発生日の前日までに第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認のいずれかが得られなかった場合、若しくは本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2017年5月31日

甲：東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東芝
代表執行役社長 綱川 智

乙：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
取締役社長 油谷 好浩

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、以下の資産を除く効力発生日において本件事業に属する資産（但し、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

- (1)受取手形
- (2)土地
- (3)仕入消費税

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、以下の負債に係る債務を除く効力発生日において本件事業に属する債務（但し、乙が承継する知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については本別紙第3項において別途定めるとおりとし、契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については本別紙第4項及び第5項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

- (1)支払手形
- (2)未払法人税等
- (3)販売消費税
- (4)短期借入金
- (5)長期借入金
- (6)保証債務（親会社保証債務を含む。）

3. 知的財産権

本吸収分割による特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（以下、「知的財産権」と総称する。）の取扱いは、以下のとおりとする。

(1)甲が保有する知的財産権

効力発生日において本件事業に属する知的財産権は、乙が甲から承継する。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

(2)(1)において乙が承継するとした知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については、乙が甲から承継する。

4. 契約（雇用契約を除く）

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に属する、売買に関する契約、業務委託に関する契約（請負に関する契約を含む。）、リース契約、共同開発契約、リベート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約その他の一切の契約（但し、雇用契約、本別紙第1項及び第2項により乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、本項において以下単に「契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。但し、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続（国内外の関係官庁の許認可等を含むが、これらに限られない。）を甲が効力発生日の前日時

点において履行できる見込みがない場合であって、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生するときは、承継対象権利義務から除外する。

5. 雇用契約

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員及び本件事業のために甲が乙に承継する必要があると判断した甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、別途甲との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。）、並びに、効力発生日において甲と東芝労働組合が締結している労働協約のうち、甲と東芝労働組合との間で乙に承継することを別途合意した労働協約は、乙が甲から承継する。

6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可・補助金は、効力発生日において本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

以 上